

色規制① 赤・緑・紫の原色規制

色	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R以上6 R未満	4以上6未満	8超え
緑 (G)	1 G以上7 G未満	4以上7未満	6超え
紫 (P)	6 P以上9 P未満	4以上6未満	7超え

色相・明度・彩度の全てが上表の値に該当する場合、その色が規制対象となり、色規制②を満たさなければならない。

色規制② 赤・緑・紫の原色の表示面積規制

商業地域・近隣商業地域・準工業地域	左記以外の地域
50%以下 (赤、緑、紫の合計面積)	40%以下 (赤、緑、紫の合計面積)

色規制①で規制対象となった色のみの合計面積となります。

色規制③ 景観形成重点地区の規制

色	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R以上6 R未満	4以上6未満	6超え
黄赤 (Y R)	—	—	6超え
紫 (P)	—	—	4超え
緑 (G)	1 G以上7 G未満	4以上7未満	2超え
紫 (P)	6 P以上9 P未満	4以上6未満	2超え
その他	—	—	2超え

色相・明度・彩度の全てが上表の値に該当する場合、その色が規制対象となり、合計面積を広告単体面積の30%以内に抑えなければならない。

色規制④ 地色の規制 (郡山インターチェンジ周辺沿道地区)

色	色相	彩度
赤	0.1 R～10.0 R	10.0以下
黄赤	0.1 Y R～10.0 Y R	10.0以下
黄	0.1 Y～10.0 Y	8.0以下
黄緑～緑	0.1 G Y～10.0 G Y～10.0 G	8.0以下
青緑	0.1 B G～10.0 B G	7.0以下
青～青紫	0.1 B～10.0 B～10.0 P B	8.0以下
紫	0.1 P～10.0 P	8.0以下
赤紫	0.1 R P～10.0 R P	8.0以下

地色は上表の基準に適合すること。ただし、地色面積の3分の1未満で用いる色はこの規制対象外となる。